報告第 ８ 号

町議会の委任による専決処分の報告について

町所管の開発帰属緑地に設置する遊具破損事故の相手方に対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により議会に報告する。

令和 ８ 年 ９ 月 ７ 日提出

七飯町長　杉　原　　太

記

専決処分書（損害賠償の額を定めることについて）

町所管の開発帰属緑地に設置する遊具の破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により町議会の委任による専決処分事項（令和５年９月２２日議決）第６項に掲げる事項を、次のとおり専決処分する。

令和 ８ 年 ７ 月１６日

七飯町長　杉　原　　太

１　経　緯

令和８年５月５日正午過ぎ、鳴川住宅生協子供遊園地（ちびっこ広場等）に設置していた大型４人用ブランコにおいて、梁が落下し、　　氏（以下「相手方」という。）に直撃する事故が発生した。相手方はすぐに救急車で病院に搬送され、検査の結果、頭部・顔面・胸部打撲、右眉部外側挫創と診断された。

後日、当該負傷者は胸部に痛みがあることから、５月８日に病院を受診した結果、胸骨骨折・左肋骨骨折と診断された。

２　事故の原因及び処理

事故の原因は、当該ブランコ梁部の接続部の経年劣化（腐食）によるものである。

事故発生後、当該ブランコ梁部を回収したほか、町内２３施設のちびっこ広場等のうち、今後事故のおそれがある１２施設１５基を立入禁止テープにより使用を中止した。

相手方とは、事後措置について協議を行い、治療が完了したことから下記３のとおり示談した。

３　損害賠償の額

治療に要する費用の全額　１１６，５０５円（全額保険対応）

４　損害賠償の相手方

住　所

氏　名

５　事故発生状況図